相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市上二七〇番地、最後の住所千葉県富津市上二七七番地の三

被相続人　亡　山田　義夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号

かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白石　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市中島町上町ニ部一九番地、最後の住所石川県羽咋市金丸出町ル三〇番地

被相続人　亡　宮本　芳江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

石川県金沢市額谷三丁目四九番地行政書士

うえおか事務所

相続財産管理人　上岡　壮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井郡三国町山王二丁目一四九番地二、最後の住所福井県坂井郡三国町山王二丁目二番二三号　被相続人　亡　小林　久悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

福井県福井市宝永四丁目九番一五号千葉ビル二階

相続財産管理人　弁護士　麻生　英右

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市豊浜中野一一五二番地一、最後の住所静岡県磐田市東原一〇七番地一

豊田一空園　被相続人　亡　佐藤　ヒキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

事務所静岡県磐田市平間一五〇五番地

相続財産管理人　鈴木　一平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区大今里一丁目一七番地、最後の住所大阪市東成区大今里一丁目九番一一号　被相続人　亡　飯島　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

大阪市中央区平野町一―七―三ＢＲＡＶＩ

北浜五階　さくら北浜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　敬子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字西本宿二五〇六番地、最後の住所埼玉県東松山市大字西本宿二五四六番地　被相続人　亡　古茶　康男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　山下法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山下三佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県香芝市関屋一四〇四番地一、最後の住所奈良県香芝市関屋一四〇四番地一

被相続人　亡　萩原　隆博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月四日

事務所奈良県奈良市富雄元町二丁目一番一二号細川ビル四Ｆ―Ａ号室　はやし法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　揚子

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十六年五月三十日厚生労働大臣の認可を受け、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一一五号）第一四五条第二項の規定により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月四日

兵庫県三木市加佐二三七

播州金物厚生年金基金

代表清算人　平野　稔

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月四日

福島県会津若松市町北町大字始字見島八三番地

會津通運株式会社

代表取締役　渡邉　泰夫

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数

鈴木　良一　福島県会津若松市中央三丁目八―二八　普通株式　四〇〇〇株

星野昇七郎　福島県会津若松市材木町四七四　普通株式　八〇〇株

宍戸　一郎　福島県会津若松市門田町日吉一一六三　普通株式　五〇〇株

齋藤啓四郎　福島県会津若松市城東町一四―五四　普通株式　三〇〇株

芳賀　義男　福島県会津若松市大町四―四五五　普通株式　二〇〇株

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年７月４日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①仙南優良田園住宅株式会社　②宮城県知事(2)5621　③代表取締役　奥田和男　④仙台市青葉区支倉町２番48号　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦仙台市青葉区支倉町２番48号　仙南優良田園住宅株式会社　代表取締役　奥田和男

①東急建設株式会社　②国土交通大臣(3)6474　③代表取締役　飯塚恒生　④東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号　廃止した従たる事務所　福岡市博多区祇園町２―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号　東急建設株式会社　代表取締役　飯塚恒生

①株式会社トワコーポレーション　②東京都知事(1)94577　③代表取締役　大橋又爾　④東京都港区六本木六丁目８番10号ＳＴＥＰ六本木ビルＷＥＳＴ１階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木六丁目８番10号ＳＴＥＰ六本木ビルＷＥＳＴ１階　株式会社トワコーポレーション　代表取締役　大橋又爾